

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可及び事業計画変更認可申請等の処理について（平成15年2月14日付け国自貨第77号）

新	旧
<p style="text-align: right;">国自貨第77号 平成15年2月14日 一部改正 平成19年2月7日 一部改正 平成19年7月27日 一部改正 平成20年3月31日</p>	<p style="text-align: right;">国自貨第77号 平成15年2月14日 一部改正 平成19年2月7日 一部改正 平成19年7月27日</p>
<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>	<p>各地方運輸局長 殿 沖縄総合事務局長 殿</p>
<p style="text-align: center;">自動車交通局長</p>	<p style="text-align: center;">自動車交通局長</p>
<p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可 及び事業計画変更認可申請等の処理について</p>	<p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可 及び事業計画変更認可申請等の処理について</p>
<p style="text-align: center;">(略)</p>	<p style="text-align: center;">(略)</p>
<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る 許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針</p>	<p style="text-align: right;">別紙</p> <p>一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業に係る 許可及び事業計画変更認可等に関する処理方針</p>
<p>1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 (1)～(7) (略) (8) 法令遵守 ① 申請者又はその法人の役員は、貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令知識を 有し、かつ、その法令を遵守すること。 ② 健康保険法、厚生年金法、労働者災害補償保険法、雇用保険法（以下、社会保 険等という。）に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。 ③ 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する常 勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を 有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申 請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、自動車そ の他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者 （当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受け る原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員と して在任した者を含む。）ではないこと。</p>	<p>1. 一般貨物自動車運送事業（特別積合せ貨物運送をするものを除く。）の許可 以下の方針の定めるところにより行うものとする。 (1)～(7) (略) (8) 法令遵守 ① 貨物自動車運送事業の遂行に必要な法令を遵守すること。 ② 申請者又は申請者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する常 勤の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を 有する者を含む。）が、貨物自動車運送事業法又は道路運送法の違反により、申 請日前3ヶ月間（悪質な違反については6ヶ月間）又は申請日以降に、自動車そ の他の輸送施設の使用停止以上の処分又は使用制限（禁止）の処分を受けた者 （当該処分を受けた者が法人である場合における処分を受けた法人の処分を受け る原因となった事項が発生した当時現にその法人の業務を執行する常勤の役員と して在任した者を含む。）ではないこと。 ③ 新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、 事業開始後6ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適 正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、沖縄</p>

④ 新規許可事業者に対しては、許可書交付時等に指導講習を実施するとともに、事業開始後6ヶ月以内に実施される地方貨物自動車運送適正化事業実施機関の適正化事業指導員による巡回指導によっても改善が見込まれない場合等には、沖縄総合事務局及び運輸支局（運輸監理部を含む。）による監査等を実施するものとする。

(9) (略)

(10)許可に付す条件

- ① (2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付すること。
- ② 許可後一年以内に事業を開始する旨の条件を付すること。
- ③ 運輸開始までに社会保険等加入義務者が社会保険等に加入する旨の条件を付すること。
- ④ 特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしないこと。

2～10 (略)

11. その他

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づき別途定める様式により運輸の開始の届出を行うよう指導し、別途通達するところにより、社会保険等の加入の徹底を図ること。

附 則（平成19年7月27日 国自貨第65号） (略)

附 則（平成20年3月 日 国自貨第 号）

本処理方針は、平成20年7月1日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

総合事務局及び運輸支局（運輸監理部を含む。）による監査等を実施するものとする。

(9) (略)

(10)許可に付す条件

- ① (2)③に該当する事業については、車両数について特例を認めることとし、許可に際して当該事業に限定するなどの条件を付すること。
- ② 許可後一年以内に事業を開始する旨の条件を付すること。
- ③ 特定の荷主を対象とする事業については、荷主が特定単数であれば特定貨物自動車運送事業の許可申請を、荷主が特定複数であれば一般貨物自動車運送事業の許可申請を指導することとし、荷主を限定する旨の条件を付することはしないこと。

2～10 (略)

11. その他

一般貨物自動車運送事業及び特定貨物自動車運送事業の許可書を交付する際には、貨物自動車運送事業法施行規則第44条の規定に基づき別途定める様式により運輸の開始の届出を行うよう指導すること。

附 則（平成19年7月27日 国自貨第65号） (略)